

Harmony通信

vol.161
2018.07

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



働き方改革関連法が成立しました

6月29日、政府が今国会の最重要課題としてきた働き方改革関連法が参議院本会議で成立しました。初めて時間外労働の罰則付き上限規制、非正規労働者の待遇改善を図る同一労働同一賃金、高度プロフェSSIONAL制度の導入を柱にしています。

今後、ひとつずつお知らせしていきますが、主な改正点と改正時期は次の通りです。

【残業時間の上限規制】

- 残業は年720時間まで、単月で100時間未満に
- 違反すると罰則あり（懲役や罰金）
- 労働基準監督署が指導する際、中小企業に配慮
→大企業2019年4月、中小企業2020年4月

【同一労働同一賃金】

- 基本給や手当で正社員と非正規の不合理な待遇差を解消
→大企業2020年4月、中小企業2021年4月

【脱時間給制度の導入】

- 年収1075万円以上の一部専門職を労働時間規制から除外
- 働いた時間ではなく成果で評価
- 年104日以上の日取得義務
- 1度適用されても本人の意思で離脱可能
→2019年4月

【有給休暇の取得義務化】

- 10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について毎年時期を指定して与えなければならない。
→2019年4月

【中小企業の割増賃金率の猶予措置廃止】

- 残業時間が月60時間を超えた場合にかかる50%の割増賃金
→2023年4月

【勤務間インターバル制度】

- 終業と始業の間に一定の休息時間を確保する（普及に努める）→2019年4月

編集後記

7月に入って間もなく、西日本を中心とした豪雨による甚大な水害が各地で発生しました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。連日の報道では時間の経過とともに被害の大きさが広がっています。かつて東日本大震災のときに手を差し伸べてくださった皆様も今回被災者となられているかと思えると本当に胸が痛みます。困ったときはお互い様、何かお役に立てることがあればと思います。募金、義援金・支援金の振込、必要な物資を送る、ボランティア活動を行う、近年では、WEBサイト「ふるさとチョイス」<https://www.furusato-tax.jp>（ふるさと納税申請手続きが可能なホームページ）を利用して返礼品無しの寄付を行う方法があるようです。出来る時に出来る人が出来ることを行う、被災した皆様は1日も早く当たり前の日常を取り戻せるように願っております。

TOPICS

●最低賃金3%引上げに向け議論開始（6/27）

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金の引上げに向けた議論を始めました。現在の最低賃金（全国加重平均）は時給848円で、政府は3年連続で年3%（全国平均25~26円）の引上げを目指すとしています。

7月下旬に引上げ額の目安が決定します。

●税・社会保険料関連の書類を不要に政府が検討

政府は、源泉徴収に必要な税務書類など従業員に関連する書類を対象に、企業による資料の作成・提出を不要とする検討を始めました。企業がクラウド上にあげた給与情報等データに行政側がアクセスして手続きを進めるようにすることで、官民双方の事務負担を減らして生産性を高めるもので、2021年度からの実施を目指すとのことです。

●介護離職後の再就職、3割どまり

総務省は19日、家族の介護を理由に退職した人のうち、再就職できた人は3割にとどまるとする調査結果を公表しました。また再就職した人の半数は、正規職から非正規職に転じていました。同省は厚生労働省に、就業支援策を改善するよう勧告したとのことです。

●外国人技能実習生受入れの法令違反、過去最多

厚生労働省は20日、外国人技能実習生の受入れ企業の事業場での労働法令違反について、2017年に4,226か所でみつかったと発表しました。前年より5.5%増え、4年連続で過去最多を更新しています。内訳では、労使協定を超える残業など「労働時間」に関する違反が1,566カ所で最多、「安全基準」が1,176カ所と続きました。

Harmony通信 2018.07

#発行：2018年7月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>